

農業委員会だより

発行・編集/上士幌町農業委員会 発行日/令和3年8月25日

第50号



今回の発行で50号となりました!!

全国農業新聞を購読しましょう!



●お申込みは、お近くの
農業委員または
農業委員会事務局へ

《毎週金曜発行 / 月 700円》

紙面あない

- ★ 農業振興地域整備計画の見直し …………… 2
- ★ 農地の賃借料情報・農地パトロール …… 3
- ★ 賃貸契約の手続きを …………… 3
- ★ 農業者年金 …………… 4～5
- ★ 農業委員会だより発刊50号 …………… 6
- ★ 活動日記・編集後記 …………… 6

農業振興地域整備計画の 全体見直しを行います

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地の確保と農業の振興を図るために昭和46年3月に策定した「農業振興地域整備計画」について、社会情勢の変化に適切に対応するため、おおむね5年ごとに基礎調査を実施し必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないとなっています。このことから令和3年度に基礎調査を行い令和4年度にかけて全体見直しを実施します。

農振計画

つて、なほい

農業振興地域整備計画（農振計画）は、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該地域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤とする農用地等の確保を図るものです。

指定されている農用地区域内の農地は、農地以外の土地利用が厳しく制限され農地転用が原則許可されません。そのため、当該農地を農地以外の用地で利用する場合、農振計画を変更することによって、農地転用等が可能となる仕組みになっています。

農振計画の 全体見直し

つて、なほい

現在の上士幌町の農業振興地域整備計画（農振計画）は、平成二四年に見直しを行い策定されたものです。

この見直しから、一〇年が経過することから令和三年度に基礎調査に取り掛かり、令和四年度を目途に計画変更の全体見直しを行います。

全体見直しのスケジュールは、次のとおり計画しています。

令和三年度

令和三年度

基礎調査、航空写真による農用地データの見直し、計画書、基礎資料の作成。

令和四年度

北海道、農業委員会、農業協同組合等関係機関との協議及び意見聴取が終了後、公告・縦覧その後、農振管理システムの整備。

見直し中は、 通常の随時見直し の受付中止

通常行っている、農振農用地からの除外や編入、用途区分の変更等は、この農業振興

整備計画の全体見直しに伴い、一定の期間受け付けを中止します。

地権者（農家）意向調査

地権者（農家）の農業経営や農業生産、農業生産基盤及び近代化施設等の整備、農業環境の整備、並びに今後の土地利用等に関する意向を把握するため実施いたします。

基礎調査の実施

調査対象地権者（農家）は、農林課と農業委員会と協議し決定するが、町の認定農業者を中心に決定する予定でいます。

意向調査については、農林課より令和三年九月を目途に個々の農業者に送付いたしますので、回答についてご協力をお願いいたします。

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果として、過去1年間に農地の賃借契約で締結(公告)された賃借料データを公表します。

令和2年1月から令和2年12月までに締結された賃借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

| 【畑の部】 | 地域名 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------|-------|---------|--------|------|
| | 上士幌地区 | 10,000円 | 6,700円 | 47 |
| | 北居辺地区 | 10,000円 | 9,500円 | 39 |
| | 東居辺地区 | 10,000円 | 5,000円 | 39 |
| | 北門地区 | 8,000円 | 5,000円 | 39 |
| | 萩ヶ岡地区 | 9,500円 | 5,000円 | 57 |
| | 上音更地区 | 10,000円 | 5,000円 | 31 |

◆ データ数は、期間内に新規または更新で賃借された畑の筆数です。

農地の賃借料情報

上士幌町内の農地について、各地区の農用地利用改善組合で調整された賃借契約について、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画で決定された過去一年間の賃借料データを公表します。

令和二年一月から一二月までの一年間に締結された賃借料水準(一〇アール当たり)は、次のとおりです。

◆ データ数は、集計に用いた筆数です。
◆ 金額は、算出結果を四捨五入し、一〇〇円単位としています。
◆ 農業開発公社分のデータは除いています。

農地パトロールを実施します

● 農地法の規定により毎年一回、町内全域の農地利用状況を調査することが義務付けられています。

この法律に基づき、毎年、農業委員会では全農業委員により農地パトロールを実施していますが、今年度についても一〇月にパトロールを行い、町内の農地が適正に管理されているか、無断転用がないか等の状況を調査する予定です。

農地の貸・借りは農地法の手続きをしましょう

● 農地法や農業経営基盤強化促進法などによらない農地の賃借、権利の移動、いわゆるヤミ小作は、貸し手と借り手の互いの承諾だけのため、法律による保護を受けない契約です。

そのため、長期に渡る貸し借りは、世代交代する際にトラブルの原因となりかねません。

農地所有適格法人報告書の提出をお願いいたします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ず提出をお願いいたします。

- 提出期限 ~ 各法人の毎事業年度終了後3カ月以内
- 提出先 ~ 農業委員会事務局
- 添付書類 ~ 定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》

農地法では、報告しない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

また、ヤミ小作されている農地の面積は、農業委員会の台帳には反映されませんので、正確な耕作面積を把握できなくなってしまうので、農地法違反にもなりますので、農地の賃借は、必ず法的な手続きをしましょう。



農業者年金

農業者の方なら広く加入できます

- ①国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、
 - ②年間60日以上農業に従事する
 - ③60歳未満の人
- ・農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。
 - ・脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

(注)農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)への加入も必要となります。



積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心

①財政方式は積立方式の確定拠出型

- 現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。
- この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心できる制度です。

②毎年の積立・運用状況をお知らせ

- 毎年度の個人ごとの年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して、「付利通知」によりお知らせしています(保険料補助のある方は国庫補助金がいくらになっているかを含めてお知らせ)。



保険料は自分で選べ、いつでも変更ができます

- 自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます(通常加入は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で変更可能)。
- 農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。
- また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。

80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ

- 年金は生涯支給されます。
- 仮に80歳到達月前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(死亡者の死亡時に同一生計であった配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位)に支給されます。



節税対策・老後の備えに

社会保険料控除など税制面での優遇があり、節税になります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約については4万円))。保険料などの年金資産に対する運用益は非課税です。将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税・復興特別所得税)の目安

| 税率 | 加入者の支払った保険料 | | |
|-------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| | 政策支援加入 | 通常加入 | |
| | 月額1万円 (年額12万円)の場合 | 月額2万円 (年額24万円)の場合 | 月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合 |
| 15.1% | 18,000円 | 36,000円 | 121,000円 |
| 20.2% | 24,000円 | 48,000円 | 162,000円 |
| 30.4% | 37,000円 | 73,000円 | 245,000円 |

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。百円単位は端数処理しています。

担い手には保険料の国庫補助があります

■農業者年金制度は、農業経営が確立されずに農業所得が低い時期(若い年代)を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業の担い手に対して、保険料の国庫補助が設けられています。

保険料の国庫補助の要件

■次の3つの要件を満たす方が、月額2万円のうち最高1万円の国庫補助を受けることができます。

- ア 60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
- イ 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下
- ウ 右の「保険料の補助対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

保険料の補助対象者と補助額

| 区分 | 必要な要件 | 国庫補助額 | |
|----|------------------------------------------------|-------------|------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 2 | 認定就農者*で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円(3割) | 4,000円(2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者 | 6,000円(3割) | - |

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円が固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

(注1)区分1の認定農業者には、農業法人として認定を受けている者は除きます。

(注2)区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。この場合「後継者」の配偶者は保険料の国庫補助の対象になっていません。

(注3)区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

*認定新規就農者のこと。独立行政法人農業者年金基金法で「農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者」とされ、農業者年金基金の各種様式では「認定就農者」となっている。

最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、

- ①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ②35歳以上であれば10年以内

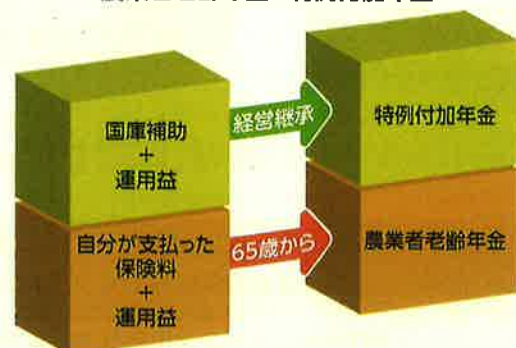
通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

国庫補助額も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は、原則65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者老齢年金と特例付加年金



活動日記

- 《1月》 12日 農業委員会だより編集
- 12日 農地委員会(現地調査)
- 12日 農地売買契約
- 25日 第10回農業委員会総会
- 25日 農地委員会(農地の配分)
- 《2月》 3日 農地売買契約
- 9日 農地委員会(配分決定)
- 16日 農地売買契約
- 19日 農地委員会(現地調査)
- 26日 第11回農業委員会総会
- 26日 農地委員会
- 《3月》 5日 農地売買契約
- 19日 北海道農業会議第90回総会
- 25日 第12回農業委員会総会
- 《4月》 6日 農業後継者対策推進協議会会計委監査
- 23日 第1回農業委員会総会
- 23日 農業者年金協議会代議員会
- 《5月》 24日~25日 農業者年金業務新任職員研修会(中止)
- 25日 全国農業委員会会長大会(web)開催
- 25日 第2回農業委員会総会
- 《6月》 2日 農地委員会(現地調査)
- 9日 JA上士幌通常総会
- 11日 令和3年度新規就農者激励会
- 13日 農業委員会OB会役員会
- 16日 北海道農業会議第91回総会(書面議決権行使書提出)
- 20日 第42回北海道農業者年金協議会総会(委任状提出)
- 25日 第3回農業委員会総会
- 25日 農地委員会

農業委員会だより 第1号発行から25年

今回で第50号に



第一号の「農業委員会だより」の発行から二五年となり、今回で第五〇号となります。第一号は、平成八年一月二五日であり、発行に至った経過として、農業委員会は、農地法に基づく許認可だけでなく、農業の発展・維持のため農家の立場に立つて、あらゆる努力をしていかなければならない組織であることから、農業委員会で行っている業務等農家の皆さんに少しでも理解していただくため、「農業委員会だより」を発行するに至ったものです。

今回で第五〇号発行の節目となりますが、今後も農業者の皆様へ農業委員会の活動状況や制度の内容について周知できるよう、年一回の「農業委員会だより」の発行に向け取り組んでまいりたいと思っております。

編集後記

今までになく高温多湿の夏でした。農作物の生育状況は概ね良好のようですが、道北では干ばつ傾向ということで飼料価格などには影響があるのではないのでしょうか。感染症対策は2年目に入り、本町のワクチン接種も順調に進んできました。現場の外国人技能実習生に話を聞いたとこ

ろ彼女たちも今月中に2回の接種をするとのことで、農業も様々な地域や国との関係の中で成り立っていることを感じさせられます。

小麦の刈取りも終わり、収穫の秋に向け豊穡の年となることを願いつつ、健康と農作業による事故には十分に留意の上、作業されますことをお願い申し上げます。

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：草野秀剛 編集委員：須田芳美 嶋木幸男

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内 [組織/農業委員会] よりご覧いただけます。